

介護保険分野におけるマイナンバーの取扱いについて、厚労省から通知される！

★どんな手続きにマイナンバーが必要になるか★

厚生労働省は 12 月 15 日、「介護保険分野等における番号制度の導入について」という事務連絡を都道府県・介護保険事業者あてに通知しました。

([介護保険最新情報 vol. 506](#))

実は、厚労省は 9 月 29 日に「介護保険分野でも書類に個人番号を記載してもらようになりますよ」というアナウンス ([介護保険最新情報 vol. 496](#)、[vol. 497](#)) を出しており、10 月中旬には留意事項等の詳細を発表するといっていました。それが 2 ヶ月も遅れ、ようやく発表されたということです。

これらによると、介護保険関連で個人番号の記載が必要になる手続きは、

- ・ 資格取得の届出等
 - ・ 被保険者証の交付
 - ・ 要介護認定の申請等
 - ・ 要介護状態区分の変更の認定の申請等
- など、24 種類の事務とされています。

★事業所が利用者のマイナンバーを管理するのか？★

介護の現場では実態として、居宅介護支援事業所（ケアマネ）や入所施設が、本人に代わって書類を作成し申請しているケースが多々あります。（その行為のよし悪しは別として）

今後、ケアマネや施設が利用者の個人番号を入手し、管理し、書類作成を行う必要が生じるのではないかと懸念されていた方も多いことと思います。

結論から言えば、ケアマネや施設が利用者の個人番号を管理する必要はありません。逆に、事業所が不必要に利用者の個人番号を入手し、ストックしておくことは問題が生じる可能性があります。（上記「[介護保険最新情報 vol. 506](#) の P18、Q&A の問 3 を参照」）

ケアマネや施設の職員が書類を作る場合には、あくまでも“代わりに記入するだけ”にとどめるように、ということです。手元に利用者の個人番号をストックしてはならず、書類作成のたびに個人番号を確認し記入する必要があるということになります。

さらにいえば、申請者が自分の個人番号がわからないなど個人番号を記載することが困難な場合は、市町村職員が住基台帳で調べて記入してもよい、ともされています。また、認知症等で意思表示能力が低下しており、代理権の授与も難しい場合は、個人番号の記載なしで受け付けよ、とも書かれています。

要するに、個人番号の記載がなくても受理してくれるということなのです。（もはや何でもありの状態です）

加えて、厚労省通知を見ると、返戻される書類（被保険者証、支給額通知、認定証など）には個人番号は記載されないということです。事業所に個人番号の書かれた書類が溜まっていくということにはなりません。

★事業所はどう対応すればいいのか？★

以上のことから、ケアマネや施設・事業所は、利用者の個人番号に触れない・扱わない、というのも一つの方法だと考えられます。本人が理解できない、書けない、のであれば、成年後見制度などの利用を検討することも重要でしょう。

一方、事業所として利用者から委任を受け、申請代理をするような場合には、職員への教育や周知を徹底する必要があります。不用意に個人番号をメモしたり、コピーしたりすることがないように、十分な注意が必要です。（情報流出などが起きた場合、故意や重大な過失でなければ処罰はされませんが、民事上の責任や社会的な信用失墜に発展しかねません）

※記載した内容には当事務所の見解が含まれています。

事業所としての取扱いを決める際には、必ず市町村（保険者）と相談・協議してください。

※障害者福祉分野に関してはまだ詳細不明ですが、同様の扱い方がされるのではないかと考えています。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net